

# 協働環境委員会会議録

令和3年3月18日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:22

## 【 案 件 】

1. 議案第 6 号 令和3年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
2. 議案第 8 号 令和3年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
3. 議案第14号 令和3年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
4. 議案第20号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
5. 議案第27号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 【 報告事項 】

1. 「第3次飯塚市環境基本計画」の策定について

---

### ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。「議案第6号 令和3年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○医療保険課長

「議案第6号 令和3年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の275ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ132億5205万5千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

まず、歳出の主なものについて、ご説明いたします。予算書の283ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費につきましては、25名分の人件費及び経常的な事務費等、総額で2億1108万2千円を計上しております。次に286ページをお願いいたします。

2款1項、療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上しています。1目、一般被保険者療養給付費では、一人当たり医療費の減、被保険者数の減等によりまして、前年度と比較しますと、2067万6千円の減となっています。

2目、退職被保険者等療養給付費では、被保険者数の減等により、前年度と比較しますと、114万1千円の減額となっています。2項、高額療養費につきましては、令和2年度の実績をもとに、所要額を見込み計上しています。前年度と比較しますと総額で3064万8千円の減額となっています。

287ページをお願いいたします。一番下の表になりますけれども、3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、国のガイドラインに基づいて、県が算定した額により、金額を計上させていただいています。287ページから288ページまでにかけての1項、医療給付費分、総額で23億6722万9千円を、288ページの2項、後期高齢者支援金等分につきましては、7億1196万7千円を、3項、介護納付金分につきましては、2億6041万5千円を、それぞれ計上いたしております。この納付金につきましては、総額で1億7322万1千円の減となっておりますけれども、これは、県が令和3年度の納付金算定時に新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度の医療費の減を反映させたことなどによる医療給付費分の減額が影響しています。

次に、歳入についてご説明申し上げます。279ページをお願いいたします。このページから280ページまでにかけて、1款、1項、国民健康保険税につきましては、前年度と比較いたしますと、一般被保険者分は総額で6551万6千円の減額となっています。本年度の保険税率につきましては、令和元年度の国保運営協議会の答申に基づきまして、前年度から据

え置いたもので計上させていただいております。新型コロナウイルス感染症の影響から被保険者の所得が6%減少すると見込んだこと、被保険者数の減及び税制改正による所得割の減、これに収納率の想定を引き上げたことを合わせて積算したところ、この減額幅になったものです。

280ページの3款1項1目、保険給付費等交付金の1節の普通交付金につきましては、保険給付費に必要な費用に対して交付されるものでございますけれども、93億7881万2千円を計上しております。2節の特別交付金につきましては、2年度決算見込みなどをもとに推計した、3億2569万4千円を計上しています。

281ページの5款2項、基金繰入金につきましては、令和3年度は歳出超過を見込んでいますので、財源を調整するため、準備基金から3756万円を繰り入れることにしております。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

288ページ、保健事業費、特定健康診査等事業費に関してなんですが、今年度の当初予算からすると減額となっております。今年度の状況並びに来年度、令和3年度については、どの程度の受診等を想定しているのか、まずお聞かせいただけますか。

○医療保険課長

特定健診の受診状況ということでございます。特定健診につきましては、令和2年度につきましては、8月まで集団健診を中止しておりました。それもございまして、その後、新型コロナウイルス感染症に係る受診控えなどの影響もありまして、以前、委員会のほうで報告させていただきましたけれども、受診率はかなり伸び悩んでおります。最終的には、令和元年度の最終の受診率が47.4%という数字が出ておりますけれども、ちょっとそこまでいくことは、かなり難しい状況となっております。最終的には今からカウントする該当者あたりを絞り込むなどの作業がありますので、まだ数字は申し上げられる状況ではございませんけれども、かなり低い状況にはなると予想しております。この予算の減につきましては、国民健康保険の被保険者数が減少傾向でございます。一応、目指す率というものを同じようにしておりますけれども、被保険者数の減が、この予算額の減というふうになっております。

○江口委員

令和元年度は47.4%だった。今、令和2年度についてはまだわからない。ただ厳しい状況であるということですよ。来年度、令和3年度については、被保険者数の減少をもとに積算をしたと今お聞きしたように思うのですが、そういうことでよろしいですか。このコロナの状況の中で、そういった落ち込んでいる部分とかに関しては含まずに、単に被保険者数の減少でやったのか。受診率としては、この令和元年度の数字、47.4%とあるんだけど、それをそのまま引いてやっているのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○医療保険課長

コロナウイルスの影響というのは、ある程度予測はされますけれども、この予算上につきましては、この同じ率を目指すというところで予算計上しております。ですので、被保険者数の減というのが、直接影響しているというような状況でございます。

○江口委員

ごめんなさい、再度確認します。コロナによる減少については、この数字の中には含んでいない。前回並みの数字ということになると、47.4%を目標にしている。これで積算をしたというふうな形でいいんですか。もし、目標数字が違って、別な率でありましたらご案内ください。

○医療保険課長

申しわけありません。ちょっと目標数字を47.4%と申し上げましたけど、予算の積算上

はその前の年が49.5%であったり、その前は50.2%というのもありまして、一応、目標としては51.2%を目指しております。

○江口委員

あと一点、飯塚市は健幸都市を目指すとして、いろんなやつをやっているわけなんですけれど、その結果として、この国民健康保険特別会計で医療費に対して削減効果が出ているといった点がございますか。

○医療保険課長

健幸都市の取り組みということで種々されておりますけれども、それを数値化するのはなかなか難しいところがございます、国保会計のほうで削減効果がというような数字はちょっと持ち合わせておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今回、予算提出に当たって歳入歳出を見ますと、規模が2億7953万2千円縮小ということなんです。それで、先ほど幾つか説明がありましたけれども、もう一度、この縮小の主な要因についてお尋ねいたします。

○医療保険課長

令和3年度の当初予算の分につきましては、令和2年度に療養給付費等が、コロナウイルス感染症の影響により受診控えと考えられます事由により減少しておることを踏まえまして、見込み算出に当たっては、4、5月の実績を外すなどしておりますけれども、結果として、療養給付費自体は減少しております。これにまた連動しまして、県の普通交付金も同様に減少していると。あわせまして県に納付する納付金につきましても、県が納付金を算定する際に、今年度の医療費の落ち込みを反映させた関係で、これまた1億5千万円ほどの減額が出ております。あとあわせまして国民健康保険税につきましても、収入の減などを予測しましたところ、これを合わせたところで今回の予算規模縮小というような見込みをさせていただいております。

○川上委員

県の納付金が1億5千万円程度下がったということを言われたと思うんだけど、その理由は、今年度の受診が下がるでしょうということが原因の一つだということですかね。それからもう一つ、本市としての要因、考え方があると思うんだけど、さっき、前年度と言うか、2020年度の4月、5月、かなり減ったんだけど、それを外して試算したところでも、なおマイナスということですかね。それはどういう計算になるんですかね。

○医療保険課長

先ほど4、5月を除くと申し上げましたのは、4、5月が極端に下がっているからということなんですけれども、出し方といたしましては、今年度の医療費の1人当たりの単価をはじきます。そして、来年度の予測の被保険者数を乗じるというような形で出させていただいております。結果的に来年度の被保険者数はまた減る見込みですし、1人当たり医療費につきましては、4、5月を外して計算した数字につきましても減額しているというところで、あわせて2千万円ほど、一般被保険者の給付費につきましては、2千万円ほどの減額が出ているというようなことにはなります。

○川上委員

県の納付金の金額については、受診抑制が働いてマイナス1億5千万円ぐらいになるでしょうと。飯塚市の今のお話だと、影響があるところを外しての計算で、減額の主な要因は、被保険者数が減るからだというだけなんですか。考え方というか。

○医療保険課長

来年の試算に際しましては、考えた内容はそれだけでございます。

○川上委員

ほかに、新型コロナ流行下での予算編成という点で、工夫とか特徴がありますか。

○医療保険課長

新型コロナウイルスの影響ということで申し上げますと、国民健康保険税は所得割がござい  
ますけれども、その所得割算定に際して、令和2年度の収入が恐らく落ち込んでいるだろうと  
いうことで、その収入額を6%ほどの減額を見込んで試算するというようなことはさせていた  
だいております。

○川上委員

それは国民健康保険税そのものを引き下げたわけではなくて、収入の層が下がるでしょ  
うから、これまでの利用率で税収が落ちるでしょうということをおっしゃっているんですか  
ね。

○医療保険課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そこで、予算書の279ページに国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税というこ  
とで、そのことがあるんですけど、そのうち均等割はどういうふうな計算になっていて、全体  
に占める比率、数字はどのくらいかお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:19

再 開 10:19

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

失礼いたしました。均等割の計算の仕方ということでございます。国保税の医療分と後期高  
齢者支援金分、介護納付金分とございます。均等割につきましては、被保険者1人当たりいく  
らというような金額が決まっております。医療分については2万1千円。後期高齢者支援分  
については、8100円。介護納付金分、これは介護2号被保険者の該当者のみですけれども、  
9100円というような数字がありまして、調定の中での割合を申し上げますと、試算した中  
では32%ほどになります。

○川上委員

総額では幾らになりますか。

○医療保険課長

9億1107万1400円というような試算が出ております。

○川上委員

全国知事会が、この間、国に1兆円の負担を求めて、この均等割の廃止について言ってお  
りますけれども、その動向はどうなって、これには反映できなかったんですかね。

○医療保険課長

全国知事会のほうが要望されている均等割の件につきましては、子どもの均等割の軽減とい  
うような内容だったと記憶しております。その分につきましては、今たしか国会審議中だと思  
いますが、未就学児の均等割につきまして半額減免をするような内容が上がっているはず  
です。ただその採用は令和4年度からという内容になっていますので、この予算には反映され  
ておりません。

○川上委員

その影響額については、まだ検討していないでしょうね、この予算編成との関係では。

○医療保険課長

概算で恐縮なんですけれども、920万円ほどの影響が出る見込みになっております。

○川上委員

その920万円を市で対応するという議論、考え方はなかったですか。

○医療保険課長

その点は検討しておりません。

○川上委員

281ページに繰入金があります。繰入金減少の理由はどういうことでしょうか。先ほど、説明があったんですかね。

○医療保険課長

繰入金につきましては、財源不足の分を繰り入れるということでございます。今年は歳入歳出を比較しましたら、3756万円が赤字ということでございまして、この分を繰り入れるというような予算となっております。

○川上委員

考え方なんですけれど、仕事をすれば足りなくなるわけなんですけれど、例えば先ほどの920万円を手当てしようとするれば、ここから手当てするという考え方もあったのではないかなと思うんですよ、例えば。2020年度は7342万7千円入れているでしょう。今年度は3756万円ですから、かなり減らしているんですよ。でも子どもの、先ほど言った均等割の影響額は吸収できるくらいな幅にはなるのではないかと。それで残高に関わることなんですけれど、国保給付費等準備基金残高、この間の変動を、どういう推移があるか教えていただけますか。

○医療保険課長

基金残高ということでございます。令和元年度決算時、9億2458万5千円ございました。令和2年度の12月補正時ですけれども、ちょっとこれは赤字が少し膨らんだ関係もありますけれども、8億1862万9千円の残高の見込みにはなっております。今ご提案しております当初予算の分で、3756万円ほどの取り崩しをしますので、見込額としては、7億8819万9千円の見込みでございます。

○川上委員

今、令和元年度以降のことについて説明がありましたけれども、平成27年度末残高あたりから言ってもらえますか。

○医療保険課長

基金残高ですが、27年度、28年度は基金残高がございました。29年度に3億7802万2千円となっております、平成30年度の決算値は、7億6470万6千円でございます。

○川上委員

それで平成27年度末が基金ゼロでしょう。28年度末がゼロでしょう。29年度末は3億7802万2千円と、30年度末が7億6474万6千円と。令和元年になってきますと、9億2458万5千円。2年度末で若干減るんですけど、8億1862万9千円と。今回取り崩しを減らすために、2021年度末は7億8819万9千円の見込みと。それでこのように基金がふえる原因は何ですか。

○医療保険課長

基金が増加してきた経緯と申しますのは、平成27年度以降に平成30年度から医療制度改革というものがあまして、それに先立って公費の投入がありました。それを踏まえまして、平成30年度に税率の改定を行って引き下げたというような経緯がございますけれども、その29年度、30年度の基金の増額というのは、それが反映しているということもございます。30年度につきましても公費が予測していたより入ってきていたというような決算の状況がございまして、9億2400万円まで増加はしております。ただその後、納付金のふえ幅など考

えますと、令和3年度はたまたまコロナの影響で下がりましたがけれども、今後は、この基金残高が減っていくような傾向があるというふうな予測をしております。

○川上委員

平成27年度末ゼロ、28年度末ゼロでしょう。それからこのようにふえてきているわけですね。ここ何年か、2020年度残高が年度末で減るとかいうことを問題にしているわけではないわけです。聞いているのは、ふえるのはなぜかと聞いたんですね。そしたら、税率を変更しましたということと、それから公費を入れましたという、2つ言われたんですかね。

○医療保険課長

基金がふえた原因ということでございましたら、税率というのは下げた話ですので違うと思うんですけど、主に県からの公費投入分が、こちらが想定していたというか、当初想定した額より多くなっておりました。保健事業とか、いろいろ取り組んできた分で、その補助金等が多めにいただいたというようなこともございます。（発言する者あり。）

○委員長

課長、もう一度お願いします。

○川上委員

要するに、平成27年末、28年末ゼロでしょう。ふえてきているでしょう。そして2020年度末少し減って、2021年度末また減りますよというグラフがあるわけですね。聞き方がどうやったかなと思うのは、原資は何ですかと聞きましょうか。そしたら答弁しやすいでしょう。

○医療保険課長

基金残高がふえてくる原資と言いますが、国保税の歳入の内容というのは国保税であったり、公費であったりするわけですが、この収支状況が令和元年度までよかったということにつきましては、ちょっとさっき言い漏らしていましたが、国保税の収納率が予測より高かったこと、県への納付金の増額の見込みを立てておりましたが、その分が予測よりは高くなっていなかったこと、あと、先ほど少し申しましたが、県から入ってまいります調整交付金でありますとか、そういったものが当初想定していたものより多かったことというような原因がございます。

○川上委員

公費というのは何のことですかね。

○医療保険課長

公費と申しますのは、県から入ってまいります交付金ですね。特別交付金と言われるもので、県繰入金でありましたり、調整交付金でありましたり、そういった内容のものでございます。

○川上委員

少しわかってきましたね。ということは、出すほうとしては、高い納付金を想定していました。それから県からもらうほうのお金は低く見積もっておりました。この安全側を取るというあなたの方の考え方で言えばそういうことなんでしょうけれど、そういう考え方によって、国民健康保険税を引き上げましたということですね。国民健康保険税を引き上げたんだけど、納付は想定よりも低過ぎ、公費が来る分は想定より余計に来たというわけでしょう。そうすると、周りのものをもう二義的、三義的なものを排除していけば、残るのは国民健康保険税ということになりますよね。こういう考え方はおかしいですかね。

○医療保険課長

国保税につきましては、平成30年度に引き下げを行っておりますので、上げたというのはちょっと違うと思いますけれども、と思っております。

○川上委員

これまでの国民健康保険税が高過ぎたというふうに、ちょっと質問を変えましょうね、そう

ということではないのですか。下げたのも取り過ぎたものを、ある程度還元しよう、還元幅が少なかつたのではないかと思いますけれど、そういうことではないのですか。いずれも基金の問題について言えば、国民健康保険税の固まりということではないかと。いろいろこう、二義的、三義的なものを外していけば、そういうふうに、本質はそこにあるのではないかと思うけれど、どうですかね。

○医療保険課長

国民健康保険税の税率につきましては、高過ぎるのではないかというようご指摘だと思えますけれども、県が事業費納付金を示す際に、その分を市町村が払うために必要である税率というのを、標準保険料率ということで示されております。令和3年度分の標準保険料率というものが出ておりました、比較をさせていただきますと、ちょっと差が大きい部分の医療部分ということです。現行は飯塚市のほうでは6.8%の税率、所得割を掛けさせていただいておりますけれども、県のほうが示した数字は7.03%と、0.23%ほど低く抑えてると。後期支援分と介護分につきましては、今、2.8%に対して2.71%、うちが2.6%に対して2.72%、県がですね、というようなふうになっておりました、まだ県が示す数字よりは、本市の率のほうが高くは抑えているというような状況でさせていただいております。

○川上委員

私の質問には答えてないんだけど、ちょっと考えてみてくださいね。まず福岡県が市町村に示す標準基準、何か法的な拘束力は何かあるんですか。

○医療保険課長

県は、これを示すようになっておりますけれども、市町村は、税率を設定する際の参考にしようという内容ではございます。

○川上委員

福岡県は60ぐらい自治体があると思うけれど、それに同じか、それ以上というのはどれぐらいありますか。

○医療保険課長

ちょっと各自治体に示された標準保険料率を把握できておりませんので、申しわけありませんけれど、お答えできません。

○川上委員

何ら拘束されるものではないわけですよ。何の関係もない。何の関係のないものと比較して、それより低いですよとか言っても、今の質問との関係では余り意味がない。あえて言えば、それより低いとおっしゃるんだけど、その国民健康保険税でも、これほどの基金を形成することになるわけでしょう。だから、どれほど福岡県の標準基準額というのがひどいかというのが、よくわかるだろうと思うんですけど。だから市民に対して、市民から国民健康保険税が高くて払い切れません、どうしたらいいんですか、暮らしていけませんと言われたときに、あなた方が言ってるように、いや福岡県の基準で言えば、もっと高いんですよとか、何か開き直ったようなことを言っているようでは、保険者としての資格が問われる、問われかねないのではないかと思います。それで、年度末でも幾らだったか、8億1862万9千円残そうということだったんだけど、21年度末では7億8819万9千円でしょう。1世帯当たり、さらに1万円ぐらい引き下げるとすれば、どのぐらい要るよねというようなことは検討していないですか。

○医療保険課長

検討はしておりません。

○川上委員

あなた方が見込みを誤って、高い国民健康保険税を市民に押しつけ続けた結果の、この基金でしょう。それを、なぜ還元をさらにしようというふうに思わないのか不思議で仕方ないんだけど、どうして考えないのですか。

○医療保険課長

今年度から来年度にかけてですけれど、新型コロナウイルスの関係で、医療費が受診控えということで医療費が抑えられていると、結果的にですね。ということになっておりまして、令和3年度の納付金は、結果的には少なく出てまいりました。それがなければ、恐らく今より2億円ぐらい多かったのではなかろうかというような推定をしています。ということは赤字はもう2億円を超えるわけでございまして、今後、長く運営をしていかななくてはいけませんので、今、基金を使って引き下げるとするのはかなり危険ではないかと。いざ、収支バランスが崩れたときに、どうするかというところで、基金をある程度持っておりませんと対応できないということで考えておりますので、今これをちょっと使って引き下げというのは考えにくいと思っております。

○川上委員

予算編成のときに、そういう議論をしたんですか。

○医療保険課長

もちろん、当初予算編成に際しましては、国保の運営協議会あたりに税率の関係のご相談などをさせていただきながら、検討はさせていただいております。先ほど申しましたとおり、納付金がたまたま下がったので、令和3年度はこのぐらいで済んでおりますけれど、将来にわたってやっていくことを考えますと、今、税率を引き下げるという結論は出しづらいというところでございます。

○川上委員

まず全体問題として、平成28年、2016年度末までは基金がゼロだったんですよ。それが僅かな間に9億円とか8億円とか、そういう数字になっているんですよ。最も経済的には弱い立場の層が、国民健康保険に入っているわけでしょう。そこで、ゼロから9億円とか、その数字に見える痛みというのは、苦しみというのは、どのくらいのものかを考えないといけないけれど、その苦しみを持って将来の安定を図ろうというのは、健全な国民健康保険行政をやらうとした場合、誤っているのではないかと思うんですよ。そうすると、適正な基金はどのくらいですかということになりますよね。あなた方の考えでは、基金の適正規模はどのくらいと思っているんですか。

○医療保険課長

基金の適正額というのは、特に決まりとかはございません。かなり昔に給付費の5%とかいう数字もあったようでございますけど、今は特にございませんので、ちょっとはつきりとわかりませんが、5%であるとすれば、大体80億円ぐらいの給付費でございますので、5%であれば4億円とか、5億円とかいう額になろうかと思えます。

○川上委員

だから、その適正なスケールというか、基準はないということなんでしょう。5%とか、あなた、適当な数字を言っているけれど、あなたが言う数字であっても、その倍あるじゃないですか。4億円も多いでしょう。では、もう答弁ができるかわからないけれど、目標を持っているわけですか、基金目標。

○医療保険課長

目標などは設定しておりません。

○川上委員

だから、こういう議論をしていくと、今年度は据え置きですよということで、胸を張っているかもしれないけれど、いかに冷たい国保行政をやって、市民、住民に不当な負担をかけておるかということが浮き彫りになるだろうと思います。それから、繰り入れの関係で、子ども医療費助成制度、だんだんに充実、市民の要求を受けてきてきている面もあるんだけど、それがために、国が公共団体にペナルティ、罰則を与えていることがあったけれど、今、飯塚市は

どういふふうになっていますか。

○医療保険課長

療養給付費等国県負担金減額分繰入金というところで、7669万円を予算計上させていただいております。

○川上委員

国からペナルティがあるわけですね。

○医療保険課長

窓口負担の助成に関する分については、ペナルティが残っております。

○川上委員

その額は幾らですか、2021年度。

○医療保険課長

今、申しあげました7669万円と試算しております。

○川上委員

そうしたら、その額が国の飯塚市に対するペナルティと。国はそのペナルティを、要するに国が出す金を削りますよというわけでしょう。そのお金は、足りない分は、誰が責任を負えというふうに国は言っているわけですか。

○医療保険課長

この話で申し上げますと、市町村が独自に窓口助成を拡大した分については、その市町村で責任を取りなさいといったような内容でございます。

○川上委員

その責任のとり方については、具体的には言っていないわけですか。その公共団体で、適切に手当てをせよということも言っていないわけですか。自分は削りますと言うだけですか。

○医療保険課長

それをどうしろというような指示は、特に国からはありません。

○川上委員

飯塚市は旧市時代から長く国が出さないと言っていた分について、長い間、全額、国民健康保険税に乗せてきたんですね。それで共産党の指摘の中で、その当時は1億円のペナルティだったけれど、5千万円は法定外繰入でやりますというふうになりましたね。しかしなぜ、残りの5千万円は国民健康保険税に乗せるんですかと言って重ねて追求したところ、全額出すようになりましたね。そのときの教訓とかは、今に生かせないんですかね。それで、国のペナルティに対しては、飯塚市としては何か意見を国に出していますか。

○医療保険課長

この件に関しましては、全国市長会を通じて、この制度の廃止ということを求めているところでございます。その辺のことも踏まえまして、一応未就学児に関しては、ペナルティについては廃止されているような経緯がございます。

○川上委員

いつから要求しているんですか、飯塚市としては。

○医療保険課長

要望を開始した時期というのは、ちょっと今、把握できません。

○川上委員

長い間、要求しているんでしょうけれど、国が未就学児については算定しないというふうに言ってるわけですか。

○医療保険課長

平成30年度から、そのようになっております。

○川上委員

それは何によるわけですか。国の制度として、平成30年から未就学児に対して、国が補助するようにするという事なんですか。

○医療保険課長

交付税のカットをしないというような意味合いです。

○川上委員

未就学児というところで線を引いた国の考え方がわかりますか。

○医療保険課長

その詳細はわかりかねます。

○川上委員

もらうべきものがカットされて、おかしいですよと言う。線引きして、これからは算定に入れないと言われても、ああそうですかと言うだけで理由もわからないと。そしてカットを受け入れているということなんですね。そうした中で、全体として国保行政をされているんだけど、先にちょっと戻るかもしれませんけれど、重い国民健康保険税がベースにもなって、差し押えが続いているわけですが、差し押さえの状況がわかりますか。

○医療保険課長

差し押さえの事務自体を税務課のほうが行っておりますけれど、ちょっと今、私のほうで資料を持ち合わせておりません。

○川上委員

滞納整理の関係の予算も入っているでしょう。国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税徴収率、現年課税分、それから滞納繰越分、いろいろ書いているじゃないですか。この差し押えが、この中にイメージとして入っているのではないですか。医療保険課で、この差し押さえの問題について把握ができないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 57

再 開 11 : 09

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

差し押さえ関係の資料につきましては、持ち合わせておりませんので、ちょっとご説明は、申しわけありません、できません。

○川上委員

先ほどから言っているような意味合いで、非常に高過ぎる国民健康保険税を、あなた方が決める、市民に押しつける、そして、それもベースにあって、滞納が発生しているという現状があるのに、それによって差し押さえるという痛みが生じているのに、その痛みはわからないという仕組みに、副市長、今なっているんですよ。高い国民健康保険税を押しつける係と取り立てる係が別々だから、だからむしろ、そういうことなんですよ。この機構そのものがどうかという問題があるということも指摘しておきたいと思うんですけど。それで、平成27年度末はゼロ、28年度はゼロという基金のことを言ったんですけど、平成28年8月15日にある方に年金が振り込まれました。23万5708円。即その日のうちに、この23万5708円を差し押さえたところがあるわけですよ。「差し押さえ飯塚市」と書いています。この通帳は、収入としては年金を受け入れるためだけの通帳であることがすぐわかるわけです。それにも関わらず、飯塚市が全額差し押さえをしているんですよ。こういったことについても、どう思いますか。

○委員長

川上委員、もうちょっと具体的に質問をよろしいですか。

○川上委員

だから、2016年8月15日に年金だけを原資とする預金通帳があるんだけど、差し押さえ禁止財産の年金が、先ほど言った額、振り込まれました。それを差し押さえた者がおるといわけです。それは預金通帳によれば、「差し押さえ飯塚市」と書いてあるわけです。だから飯塚市の仕業なら、どう思うかということを知りたいわけです。最初に言ったやん、滞納の問題について。

○医療保険課長

恐れ入ります、差し押さえ等につきましては、ちょっと当課は所管しておりませんので、ちょっとお答えができません。

○川上委員

それによって、この方の残高はゼロですよ。だから、副市長、痛みがわからないんですよ。自分たちが高い税金を押しつけていて、どういう事態が市民のところで起きているか。税務課の横に座っていたら少し違うと思うけれど。こういう中で、285ページの賦課徴収費、市税等催告業務委託料というのが373万5千円計上されていますね。これちょっと説明してください。

○医療保険課長

この業務につきましては、税の徴収は税務課が所管しております。その税の中に国民健康保険税が入っておりますので、当課のほう、国民健康保険税特別会計の予算に一部計上してあるというような内容でございます。事業の概要をご説明申し上げますと、市税等の収納率向上のために、催告業務経験のある民間事業者に対して、現年度のみ滞納がある納税義務者に対する催告業務を委託しまして、早期の自主納付を促すということによりまして、累積滞納が出ることを未然に防止するというようなことを目的にしております。

○川上委員

これは市税等ときているから、この等の中に国民健康保険税も入っていますということですか。

○医療保険課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、この一般会計のほうでやる業務と特別会計でやる業務と別々にあるということなんですかね。

○医療保険課長

業務自体は一体でございまして、予算上、国民健康保険税にかかる部分を国民健康保険特別会計で計上しているというようなことになります。

○川上委員

そうしたら、この委託料373万5千円はどこに行くんですか。請負業者のほうに、特別会計から直接行くわけではないわけですか。

○医療保険課長

まだ契約が済んでないというか、あれなんですけれど、一応、支出は特別会計から業者宛てに支出するようにはしております。

○川上委員

その業者は、一般会計からも業務委託を受けるんですか。

○医療保険課長

業務自体は一体です。催告業務に当たっては、市税とか国税とか、特に切り分けたりはしていませんけれど、国民健康保険税の事業もあるということで、予算を案分しているということにはなっています。

○川上委員

予算を案分している。催告書なんかは住民税とか、国民健康保険税とかでずっと分かれて、トータルで請求するじゃない、請求と言うか、催告するじゃないですか。それを特定の業者が請け負うわけでしょう。そうしたら契約行為はどういった形になるんですか。一般会計のほうの契約があり、特別会計のほうの契約書もあるということなんですか。契約書は1本なんですか。

○医療保険課長

契約は一本で行うように予定しております。

○川上委員

そうしたら、この契約料373万5千円はどこに行くんですか。これを支出したら、誰から領収書をもらうんですか。

○医療保険課長

この予算は委託料として業者に支出する予定です。

○川上委員

だから誰から領収書をもらうのかと聞いたわけです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:18

再 開 11:19

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

この契約につきましては、税務課と当課のほうであわせて契約させていただいて、支出は、この分につきましては特別会計のほうから支出します。業者に対して委託料を支出するというようなことです。

○川上委員

そうしたら、業務としては係があるのは一般会計と国保会計と、ほかにあるんですか。その業者が請け負う仕事は。

○医療保険課長

この分については、一般会計と国保会計のみです。

○川上委員

一般会計の委託料と合わせると、請負業者は幾らの委託料になるんですか。

○医療保険課長

委託料の合計が1867万4千円となっております。そのうちの373万5千円が国保会計ということなんです。

○川上委員

その1867万4千円のうち、国保会計が373万5千円を負担する、負担という表現でいいんですかね、さっき案分と言われましたけれど、負担するこの数字的な根拠は何がなっているんですか。

○医療保険課長

これを算出するに当たりまして、過去3年分の調定を出しております。その額の比率ということで、国保会計のほうは20%を計上させていただいております。

○川上委員

調定実績ということでしょうけれど、それはこの業者が関わって、滞納処理をしたと。その額を見たら国保税が20%、平均でありました。一般会計、住民税、その他が80%ありましたということをおっしゃっているんですかね。実績に基づくことだということですかね。

○医療保険課長

業者がまだ何もしていませんので、ちょっと全体の調定の比率でございます。

○川上委員

これはしかし、前年比較があるでしょう。違うか。これ違うのか。これは、民間に税金の取り立てを頼むのは、今年が初めてということなんですか。

○医療保険課長

この業務は取り立てを頼むのではなく、催告をお願いする分です。事業自体は令和3年度の新規事業でございます。

○川上委員

いや、それを取り立てと言うんですよ。この説明書によれば、滞納繰越の移行減少を図るため、現年課税滞納者を対象に文書・電話・訪問での催告を委託により行うものと書いてあるでしょう。これは取り立てと言うんですよ。それで、この文書というのはどういった仕事をするのですか。

○医療保険課長

催告書の発送をするというような内容でございます。

○川上委員

今は誰がしているんですか。

○医療保険課長

催告書の発送は、税務課の納税係の職員がしております。

○川上委員

今度は民間に委託しなければならないというのは、どういう事情があるんですか。

○医療保険課長

この委託業務の対象としては、現年度の滞納ということでございまして、これをしなければいけない事情というのは、初動から滞納して間もない時期に、電話をしたり、催告をしたりすれば、ある程度効果が期待できるというようなことになっているようでございまして、それが結構、数が多いものですから、それに割と手をとられると。その分を業者に委託することによって、古い滞納とか、高額滞納とかに対する滞納処分に対する業務に力を入れるということが目的というふうに聞いております。

○川上委員

どうもわからないのは、新たに生じた業務ではないわけでしょう。今までも、公務員がやっていた仕事なんでしょう。その人たちが、時々あるけれど退職されるから、もう不補充と。民間に出しますとかいうようなことがあるけれど、保育所とかね。そういうわけではないでしょう。今までどおりで何か問題があるんですか。

○医療保険課長

先ほどご指摘のあった文書による催告というものは現在も行っておりますけれども、現年度の滞納者に対するお電話をかけたりとか、訪問したりとかいう作業につきましては、数が多いということもありまして、十分に行われていないという状況がありますので、その分を委託業者に出すと。そして対応していくことによって、現年の収納率を上げて、滞納が膨らむのを防ぐというような趣旨でございます。

○川上委員

この文書のことを聞いているんですよ、今。文書を委託しなければならない理由は、今の答弁だとなんということになっているなという気がするけれど。今の話だと電話ということになりましたね。だから文書を委託する必要がないということは今、お認めになったのかなと思うけれど。理由はないということですか。

○医療保険課長

現在の催告については一連の流れということで、文書から架電、訪問というような流れを一括するのが適切だと思います。

○川上委員

説得力がない。その電話というのは、どういうことですか。今ちょっとおっしゃったけれど、今も電話かけているんですか、かけていないんですか。

○医療保険課長

税務課のほうではできていないということでございます。

○川上委員

電話をかけていない。どうして電話をしていないんですか。

○医療保険課長

電話をなぜしてないかということに関しては、そこまではちょっと把握しておりません。

○川上委員

では予算執行ができないですね。予算を落とさないといかん。予算計上できませんよね。臨戸徴収を飯塚市はするようになっているわけですか。家に訪ねて行って、税金くださいというふうに言うようになっているわけ、飯塚市は。

○医療保険課長

この訪問は、あくまで催告でございますので、この委託においては現金の徴収はしないということになっております。

○川上委員

いや、電話の話なんです。だから電話をかけるというのは、臨戸徴収の準備ということになるのではないのかということを知っているんだけど。何のために、今までやっていなかった電話かけをするんですか。

○医療保険課長

この委託事業の対象者というのは、あくまで滞納が生じて間もない方ですので、この電話というのは自主納付を促すような趣旨でございます。

○川上委員

それは自主納付でしょう。これは差し押さえしますよという電話ではないわけでしょう。差し押さえしますよという電話をするわけないから。同じ電話をするんだったら、副市長、滞納があっているようですけど、お元気ですかという電話ではないんですか。暮らしの趣きはどうかと。外に出て納付に行けないような状態になってないのかとかね。そういういたわりの電話でしょう。SOSかもしれないんだから、滞納というのは。何かわからんけど電話かけて、マニュアルに基づいて、サラ金と余り変わらないようなマニュアルかもしれませんよ。そんな電話をかけるわけ、民間が。訪問というのは、今から聞きましょう。どういう場合に訪問するんですか。

○医療保険課長

訪問と申しますのは、文書催告も送りますし、電話もするんですけど、そのいずれも通じない場合ですね、よく電話が通じない場合もあるし、電話番号がわからない場合もございます。そういった場合は訪問という手段を使うというふうに考えております。

○川上委員

応答がない場合に訪問する。訪問してどういうことを言うんですか、その人と会えた場合は。

○医療保険課長

あくまで委託のほうはお金は扱えませんので、納付がこういうふうにおくれていますけれども納入をお願いしますというような内容になるんだと思いますけれど、ちょっと具体的に何を話されるのかというのは、ちょっと私のほうではわかりかねます。

○川上委員

何にお金を使うかわからんけど、20%は負担しましょうという予算なんです、これは。滞納は基本的に、内容は連絡をとって話を聞くまでわからないということもあるかもしれないけれど、SOSである場合が多いじゃないですか。もしかしたら病気で倒れているとか、不穏なことが起こっているということもあるかもしれない。そこにSOSと思って行くのであれば、生活保護につないだり、保険証の交付をすぐ考えるとか、病院に、介護にという仕事が予想されるわけじゃないですか。そういう場合にならなければいいけど、予想されるわけですよ。そのときに、民間の方が行くんですか。だからそもそも徴税でしょう。徴税は法で誰の権限になっているんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:37

再 開 11:38

委員会を再開いたします。

○市民環境部長

委員ご指摘のとおり、今回新規事業でございまして、さまざまな事情が生じた中で、委員も言われたように、健康状態とかさまざまな収入減とかあるかとは思いますが。そういったものをまずは文書で催告をして、その後にご連絡がない場合は電話を入れる。その後、それでも連絡がとれない場合は、訪問をして事情等を聞く場合が生じるというふうなことを話し合っております。その中には、生活に困窮されてる方、高額納税者の方、さまざまあるとは思いますが、臨機応変にその辺のところを対応していく旨の委託でございまして。

○川上委員

いや、そんなこと聞いてないでしょう。徴税の権限は誰にあるのかと聞いたんですよ。

○市民環境部長

それは市町村の、行政のほうにあります。

○川上委員

いや、市長にあるわけでしょう。行政と一般的に言ったけれど、一人一人の職員に徴税権があるんですか。

○市民環境部長

それは、委員ご指摘のとおり、市長にあります。

○川上委員

そうしたら、具体的にその職務を遂行することのできる職員は誰ですか。

○副市長

税務課に、そういう徴税関係の職員を配置しておりますので、徴税については税務課の職員が行っております。

○川上委員

徴税でいいでしょう。そうではないんですか。

○市民環境部長

徴税吏員につきましては職員が担っておりますけれども、今回の催告の委託につきましては、先ほどから担当課長が申し上げていますとおり、税の徴収業務は行わないようになっておりますので、あくまでも催告、自主納税を促すという内容でございまして、行えるというふうに認識しております。

○川上委員

それができるという法律が何か、紹介してもらえますか。

○医療保険課長

それをしているという法的根拠というのはちょっとわからないというか、存じ上げませんけ

れども、そういう業務を専ら行っている業者さんに、内容を、今申し上げています業務の内容を委託するというような内容でございまして、一応、他市にも例はあるようでございます。

○川上委員

していいと言うから、法的な根拠はよくわかりませんということなんだけれど、他市ではやっていますと言うんですね。どこがやっているんですか。どういうことをやっていますか。

○医療保険課長

調べておりますのが大野城市、久留米市を把握しております。内容は同様でございます。

○川上委員

先行してやっているのが大野城、それ以外は。

○医療保険課長

その以外については、ちょっと把握しておりません。

○川上委員

把握していないというのは、相当広く調査したけれども、大野城市しかなかったということなのか、よくわからないけど、大野城をピンポイントで見つけてきたんですか、どっちですか。

○医療保険課長

この調査につきましては、税務課のほう、行政経営部のほうでされておりますので、ちょっとどういう——、資料上は、県内人口10万人以上の都市8団体を調べたというふうになっております。

○川上委員

よく聞こえにくかったけれど、調べたところ全部言ってください。

○医療保険課長

今ちょっとその団体は、資料が手元にございません。

○川上委員

大野城だけですか。

○医療保険課長

大野城市と久留米市がやっているようでございます。

○川上委員

では大野城の実績を、いつからどういう理由で取り組んで、どういうメリットがあったのか、それから、どういうデメリットがあったということを踏まえて、飯塚市で導入しようとしているのか、ちょっとお尋ねします。

○医療保険課長

申しわけありませんけれど、私のほうではわかりかねます。

○川上委員

では、久留米市は。久留米市の場合、同じようにやっぱりわからないですか。

○医療保険課長

久留米市についても把握しておりません。

○川上委員

そしたら、この業務委託による効果が、何をどこまで期待しているかわかりませんが、目に見えた効果が期待できるものは何かあるんですか。

○市民環境部長

今、ご指摘のとおり内容につきまして、当課のほうが行政経営部とよく話し合いがまだできておりませんので、その内容については午後から答弁をさせていただきたいと考えております。

○川上委員

この特別会計は、当初予算は、税務課が上程しているんですか。税務課が担当課なんですか。税務課に聞かなくてはわからないという予算の上げ方をしているんですね。ちょっと答弁して

ください。

○副市長

それぞれの会計、特別会計につきましては、それぞれ担当課のほうで予算計上しておりますけれど、今回の分につきましては、先ほども説明がありましたように、一般会計の徴税費のほうで約1400万円程度の予算を組んで、そしてプラス3百何十万円かをこちらで組んでおります。主体的に打ち合わせしたのは税務課のほうでしていると思いますので、私もちょっと指導が悪くて、打ち合わせをしないまま委員会に臨んでおりますけれど、昼からでも、昼休みにも税務課のほうに詳しく聞いて答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

既に高い国民健康保険税を市民に押しつけて、もう数年の間に、基金だけでも9億円とか8億円までため込んでおって、そして自分たちの見込み違いというふうにも言っていましたけれど、そして滞納が生じたら、その痛みもよくわからないというまま、そのお金の回収に、税金の回収に、法的な根拠もよくわからんような状況のまま、民間に取って来てくださいと言わんばかりの、こんな国保行政があるんですか。国保の本来の精神からも逸脱しているじゃないですか。それで、委託先はどういったところになるんですか。（発言する者あり）

○江口委員

この委託に関しては、先ほど執行部のほうから、十分わからないので午後に回していただきたいという話がありました。ですので、この点については保留をしてその他の質問を先に進めるか、もしくはこの特別会計そのものを保留にして、別の会計でやるのか、そういった形での議事進行でお願いいたします。

○委員長

川上委員、今、ご指摘のように答弁が午後からにお願いしたいということで、別の質疑があればよろしく願いいたします。

○川上委員

では、ちょっとそれは保留しましょうね。それで、いずれにしても高過ぎる国民健康保険税がベースにあって、そのほかの理由もあるかもしれないけれど、滞納ということになると、資格証明書、保険証の取り上げという挙に出るでしょう。現在の資格証明書の発行、保険証の取り上げの状況と、今後の見通しについてどう考えているか、お尋ねします。

○医療保険課長

資格証明書の状況ということで、ちょっと今、12月末現在の数字でございますけれども、資格証明書を250世帯、328人に交付しております。

○川上委員

直近で言うと2月末とかわからないんですか。

○医療保険課長

それちょっと今、出しておりません。

○川上委員

保険証の取り上げ、資格証明書の発行は何カ月に一遍というふうになっているんですかね。毎月やっているんですかね。

○医療保険課長

短期保険証から移行するケースがあるということでございますけれども、2カ月証と1カ月証がございますので、一応毎月交付するようなことはございます。

○川上委員

資格証明書は、病院にかかろうと思えば、新型コロナの疑いがあるという場合以外は、病院の窓口で10割払わないといけないでしょう。滞納状態にある方々が、10割を窓口で払うというのは、よっぽどのことですよね。だから要するに、命綱の保険証が奪われる、住民にして

みれば。こちらは命綱を奪うんだから、自分が命綱を奪った相手が、どこの誰か、何人いるかもわからないという仕組みに、今なっているんですか。

○医療保険課長

資格証明書を交付している方については、わからないということはありません。調べれば出てきますけれど、ちょっと今、2月末の状況の数字を持ち合わせておりません。

○川上委員

今年度、2021年度の見込みは何か、見通しを持っていますか。

○医療保険課長

特段持ち合わせておりません。

○川上委員

そこで、今どういう時代に入っているかということについては、もうお互い共通認識だと思いますけれど、新型コロナウイルスの危機との闘いの時代でしょう。そしてもう第4波が、変異株が第4波の主流となって出てくる状況に、今差しかかっているわけでしょう。これもう1週間、2週間で、急激な局面展開になっていくのではないですか。そのときに、あなた方の行為によって保険証を持たないでいる、発熱のときに、発熱が出ただけで、新型コロナウイルスとはわからないでしょう。こういうときに、保険証を持たないでおるという状態をいつまで続けるのかということで、私はすぐ、その満期保険証を交付したらどうかと、一方的に。納税相談とかなしに、まず渡す。渡して納税相談というようにしてはどうですかと提案したことがあるけれども、もうあれから随分たちます。今、どういうお考えですかね。

○市民環境部長

委員のほうから2月8日の協働環境委員会において、再度検討してもらいたいという内容がございました。それで、2月12日に副市長と相談をしまして、副市長のほうから市長のほうにということがございましたので、飯塚市としてどうするかという内容を検討していただきましたけれども、先ほど言われる資格証と、それと短期証と、短期証は1カ月の方もいらっしゃいます。そのときに納税に対してもご相談を受けているところがございますので、税の公平性、納税をしていただいている観点から申し上げて、この資格証のある方に短期証を送るというのは、飯塚市としては、今のところは見送って、再度、今後検討を進めてまいるといっております。

○川上委員

これは滞納処分に関わるという発想のようですね、今の話で言えばね。過年度分について、これだけ整理を見込んでいるということも言っているのです、今回の当初予算に直接関わる問題だと思いますけれど。それで引き続き検討というのは、どういう検討をするんですか。

○市民環境部長

今コロナ禍の中で、非常に市民の方がご苦勞なされて、税の負担をしていただいております。さまざまな理由で、自主納税という納期限がちょっと過ぎた後でも税を納めていらっしゃる方と、それと資格証をいただいている方との、そこに公平性の観点からも、なかなか短期証を送るという内容に至らなかったものを、今後も飯塚市としても慎重に検討していくということでございます。

○川上委員

だから慎重に検討すると今、答弁されたけど、どういうふうに検討するのか聞いたんですよ、さっき。

○市民環境部長

検討でございますので、滞納状況とかさまざまな社会情勢を見るということでございます。

○川上委員

適当な答弁してはだめですよ。検討すると言ったじゃないですか。だから、いつ、こういう

形で検討すると、検討するポイントはここだというふうに答弁しないと検討にならないでしょう。その場しのぎで、協働環境委員会が終わればいいみたいな答弁に聞こえますよ。あなた、税の公平性を言うけれど、国保会計の担当の部長やったらね、もうちょっと違うことを言えるのではないんですか、国保の観点から。もうないですか、それしかないわけ。全部公平性しかないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:00

○委員長

委員会を再開いたします。

○市民環境部長

午前中の質問に対しまして、どういう検討をしていくかという内容でございますけれども、納税をされる方、資格証を持ってある方には丁寧な納税相談に応じられるような体制をとってまいりたいと考えております。また、どうしても生活に困窮されている方に対しましては、個人向けの生活資金窓口が開設されておりますので、そちらにご案内等をしてまいりたいと考えております。

○委員長

先ほど保留しておりました答弁をお願いいたします。

○医療保険課長

まず調査した10万人以上の8市について申し上げますと、福岡市、北九州市、大牟田市、春日市、筑紫野市、糸島市、あと申しました久留米市と大野城市の8市でございます。そして、徴収事務の委託に関して、ちょっと資料を探してまいりまして、公共サービス改革基本方針というものが、平成18年の閣議決定の内容で、徴収事務関連事業については、地方公共団体において実施する国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨について、近く地方自治体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑、かつ適切に実施できるようにするため、平成18年度中に必要な措置を講じるというようなことが出されておまして、この分によって委託が出せるようになっていくということでございます。次に、効果ですが先ほど既に委託を出している久留米市と大野城市について、国民健康保険の徴収率の推移を調べましたので、ちょっとお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、久留米市が平成27年7月に導入されたということでございまして、久留米市は、平成26年度が91.32%、27年度は91.85%でしたけれども、28年度は93.05%というような伸びを見せております。大野城市につきましては、29年10月導入ということでございまして、平成28年度が89.7%、29年度が91.1%、30年度が92.03%というような結果になってるようでございます。あと業務はどんな業者にとということでございまして、業者につきましては、予算成立後に選考することになると思いますが、一応仕様書の要件としましては、過去5年以内に国または地方公共団体における催告業務の実績を有する事業者、管理者は主債権の回収を含む催告業務経験を3年以上有するというような条件を付けさせていただいております。

○川上委員

ちょっと順番どおりにならないかもしれないけれど、そうすると8市調査をしたと。その8市のうち、業者委託をしたのは久留米と大野城だけだったということなんですかね。

○医療保険課長

業者委託をしているのは、ちょっと先ほど把握しておりませんが、福岡市と北九州市も出されているようです。ただ福岡市と北九州市につきましては、国民健康保険料でございませ

て、税務課のほうで取り扱っておりませんので、参考から外していたということでございます。

○川上委員

文書、電話、訪問を福岡市もしているんですか。

○医療保険課長

電話催告、文書催告はしているようでございます。

○川上委員

訪問もしていますか。

○医療保険課長

資料には訪問は記載してございません。

○川上委員

それから2番目の平成18年の公共サービスに関わる改革についてですけど、その後法改正か何かあったんですかね。

○医療保険課長

基本方針自体の改正は出ると思いますが、この部分は現時点ではいきているということでございます。

○川上委員

3番目は久留米と大野城で徴収率が微増しているという数字を出されましたけれど、これはそれぞれ自治体では要因については何だというふうに評価したものがあられるんですか。

○医療保険課長

そこまで詳細な資料は入手しておりません。

○川上委員

詳細に資料と言うか、飯塚市がやるかどうかを判断するために、8つの都市を調べて、久留米と大野城の場合は、税ということで参考になるのではないかという判断をしたわけでしょう。それはそこで数字が上がっているわけだけれど、この要因は何かについて調べなくては先行事例としては意味がないのではないですかね。何の理由でふえているかわからないんですか、今、飯塚市としては。

○医療保険課長

この2市につきましては、この委託業務導入の際に、収納率の向上が見られますので、この委託の効果があるというようなことを考えております。

○川上委員

ですから、その当事者の大野城と久留米がそのように評価しているんですか。

○医療保険課長

そのように考えております。

○川上委員

考えておりますというのは意味がわからない。ちょっと示してください。そう考える根拠となるものが何かあるんでしょう。久留米も大野城も事業評価しているでしょうから。この委託業務の効果について、もう何年もたつたから評価しているでしょう。飯塚市が、よその自治体の徴収率が微増していることを捉えて、参考にしようと言うんだったら、それは何が要因なのかというのを、その自治体の事業評価の中で捉えるのではないのでしょうか。それはわからないんですね。わからないならわからないと言ってください。

○医療保険課長

この事業自体を分析した結果というのは、ちょっと把握しておりません。申しわけありません。

○川上委員

ということは、10万人以上の人口を持つ8市を調査したと言うけれど、この調査には全く

意味がなかったということが今明らかになったと思います。そう思いませんか。

○市民環境部長

担当課長がちょっと答弁が不足しております。飯塚市としても、この8市を調べまして、そして導入時期から年数がたっておりますけれども、委員ご指摘のとおり、徴収率も増加しております。そして職員への負担も軽減されて他業務に集中できたというふうに私自身、認識しております。

○川上委員

いや、そんなこと聞いてないでしょうが。何でそうやってすりかえて答弁するのか。その自治体の事業ですから、その自治体が明確に事業評価をしているはずなんです。紙に書いたものがありますよ。それを調査していないあなた方の調査というのは、無意味な調査ですねということを言っているわけですよ。あなたたちの臆測とか推測とかを聞いていない。だからそういうのを捉えて、議会にこの予算を通してくださいと言っても、根拠はないということになるんだけど。それでは先ほど、課長がちょっと委託について、どういう業者が対象になるのかについて、2点おっしゃったんだけど、2点目は3年の催告業務の実績がある者と聞こえたけど、それが間違いがないかということと、1点目はまるで聞こえなかったもので、もう一遍、対象業者がどういったものかということのを、ちょっとお願いします。

○医療保険課長

すみません。聞きづらかったということで申しわけございません。一応、仕様の要件としまして1つ目、ちょっと聞こえなかったと言われた分ですね、過去5年以内に、国または地方公共団体における催告業務の実績を有する事業者ということでございます。

○川上委員

それは1でしょう。もう一つなかったですかね、3年というのがなかったですかね。お願いします。頼みますよ。

○医療保険課長

2つ目ですが、管理者が市債権の回収を含む催告業務経験を3年以上有することとさせていただきます。

○川上委員

これは、今2つ言われました。5年以内に催告業務の実績がある者という場合は、具体的にはどういったところが対象になりますかね。これ市内業者に委託するんですかね、まず聞きましょう。市内業者にという限定がありますか、ないですか。

○医療保険課長

市内業者に限定するものではございません。

○川上委員

そしたらわかりました。それで5年以内に催告業をやったことがある実績のある会社ですか、個人ですか、これ。者というんですかね。者でしょうね。どういったところが考えられますか。日本全国から募集するというのであれば。

○医療保険課長

委託業者の対象は、業者を想定しております。個人ではございません。

○川上委員

個人ではなくて業者だと。業者も個人業者とかありますけど。業者と言った場合は、どういうイメージなんですかね。

○医療保険課長

例えば株式会社でありますとかを考えております。

○川上委員

個人でも事業しますよね。そういうのはどうなるんですか。

○医療保険課長

個人への委託は考えておりません。

○川上委員

5年以内に催告業の実績があるというんでしょう。催告業というのはどういう仕事なんですかね。どういうのを催告業と呼んでいるわけですか。

○医療保険課長

すみません、私が発音が悪く、催告業務ということでございますので、例えば今回、委託しようとする業務の内容のことでございます。

○川上委員

そういう業者というのは、どういう業務ですかね。催告業務、どういう業者になるんですか、具体的に言うと。

○市民環境部長

今回予算案の審議をしていただいておりますけれども、詳細につきましては今後、仕様書を作成してまいりますので、それで検討してまいりたいと考えております。

○川上委員

5年以内というのは、なぜ5年以内なんですか。

○市民環境部長

やはり委員もご指摘のとおり、この徴税業務にはかかわりませんが、催告をしていく、税金を納めていただく意識を高めていただくためには、それなりの実績を持った業者の方にお願いをするという下に実績を5年以内というふうな、一応参考資料としてまいったものでございます。

○川上委員

どういう参考資料を見たんですか。

○市民環境部長

そういった参考資料等は見えておりません。そういう内容業務があるというふうに関議決定された後に、そういう先進事例があり、職員への負担も軽減になって、税収の収納率がアップしたという実績のもとに、5年以内というふうな事例を参考にしております。

○川上委員

もうほかのことをずっと言って、質問には最後答えないという、もう一流の答弁方式、永岡方式やね。5年以内というのは、どこから出てきたんですかということのをさっきから聞いているんですよ。

○市民環境部長

何度も繰り返しの答弁になりますけれども、先進事例のもとに5年以内というのを参考にしました。

○川上委員

あなたの先進事例というのは、どこのことを言っているんですか。どこが5年以内なんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13：19

再 開 13：22

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

過去5年というような答弁を先ほど私、申し上げました。そして、この業務の仕様につきましては、まだでき上がっておりません。ちょっと私が先進事例でそういうことがあるというよ

うなことをちょっと聞いておりました、ちょっとそれを先走ってしゃべってしまいまして、申しわけございません。なので、この分については、仕様書はまた今後、固めてまいりたいと思います。

○川上委員

1番は撤回するわけね。では管理者が市債権の回収業務、3年以上実績があると言うんだけど、管理者というのはどういう人のことですか。

○医療保険課長

委託業務を行っていただくに際しまして、市のほうは委託業者の職員というか、来られてる方に直接指示をすることができませんものですから、管理者を1人置いていただいて、その方を通じて業務の指示、報告等々を受けるといったようなことがありますので、置いておるものがございます。今3年とありますのも、ちょっと先ほどと同様で、私の先走りでございますので申しわけございません。

○川上委員

先にありきのほうでやっていますということなんでしょうけれど、委託先にありきね。この業者が決まるでしょう。決まるというか、募集かける、仕様書をつくるとするけれど、そのときに業を請け負えば、社員を募集するでしょう。その新しい社員、あるいは従前からの社員、あるいは役員の中で、排除規定はあなた方としてはどう考えていますか。

○医療保険課長

恐れ入りますが、まだ仕様書、仕様等はまだ完全に固めておりませんので、そのあたりも今後詰めていくことになろうかと思えます。

○川上委員

大野城と久留米で排除規定はどうなっていましたか。

○医療保険課長

反社会勢力という話は、恐らく当然のことながらあろうと思えますけども、ちょっと確認はできてはおりません。

○川上委員

あなた方はどう思っているんですか、排除規定については。

○医療保険課長

暴排条例あたりがありますので、そのあたりの必要な措置は組み入れていくことにはなろうと思えます。

○川上委員

公募に応募するときの排除規定と、その後採用していく職員の排除の問題と両方あると思うんですよね。そのところ、どう考えていますかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:27

再 開 13:28

委員会を再開いたします。

○市民環境部長

何度も答弁して申しわけございません。仕様書については担当課長が申しますとおり、まだ固まっておりますので、今後そういう反社会勢力等も当然排除いたしますし、会社、組織も、また個人においても、報告義務がありますので、しっかりとその辺のところは慎重に検討してまいりたいと考えております。

○川上委員

予算計上の段階で、仕様書がないとかいうことを理由に、その委託事業の構想を一旦しゃべ

ったけれど撤回するとか、そういうような予算計上が認められるかという気がするんだけど。そうすると、具体的にどういったところが手を挙げられるんですか。5年以内の実績がありません、管理者は3年以上私債権の回収の実績もあるというような、どういう会社があるんですか。例えを言ってみてください。

○市民環境部長

それにつきましても、まずはまだ予算が通っておりませんので、今後予算が可決されましたら、その検討に4月以降に入ってまいりたいと考えております。

○川上委員

水道工事の予算だったら、免許を持っているところが、資格を持っているところが、応募してくるとか、入札してくるだろうとか、わかるわけ。これは、来年度初めてやろうというわけでしょう。そして今、あなた方が言っているようなありさまでしょう。税をやむなく滞納した人たちのところでどういう人があらわれるかわからない。だけどその人たちに自分たちがかわって、取り立てに行ってもらおうという予算を。だから、わからないとかあるわけじゃないですか。大野城と久留米市はどこが請け負っているか確認したでしょう。ちょっと聞かせてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:32

再 開 13:35

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

業者ですけれども、久留米市と大野城市の業務を受託してる業者は、株式会社アイ・シー・アールという会社でございます。

○川上委員

それは久留米も大野城も同じ会社なんですか。

○医療保険課長

そのとおりでございます。

○川上委員

これは委託方式はどういうふうにしたんでしょうかね。

○医療保険課長

詳細を存じておりません。

○川上委員

さっきから気になるんですけど、全然調べてないね、徴収率以外は。アイ・シー・アールとはどんな会社なんですか。本社はどこですか。あなた方が5年以内の実績があるとか、管理者は3年以内に私債権も含めて実績があるとか、勝手なことを言っているけれど、アイ・シー・アールをその目を見た場合は、実績はどうか確認とか調査とかはしていないんですか。

○医療保険課長

業者の選考はこれから始めますので、個別の業者に関してそういう調査はしておりません。

○川上委員

永岡さんすりかえてはだめよ。そんなこと言ってないよ。8市を調査しました。久留米と大野城は、税ということで参考になりますと言ったじゃないですか。だから、そこについて調査をしたと言うんだったら、そこまで調査してもおかしくないですよ。調査してないわけね。これからとか関係ないわけです。調査したんだから。あなた方が調査したということは、市民の税金を使って調査したということなんでしょう。だから私、無意味な調査をしましたねと言ったけれど、だからおかしいよね。本気で、最初の建前から言うと、公正な国保行政だとか、徴

収率を上げるだとか、健全な経営とかいう発想から言えば、まともな調査をしますよね。まともな調査をしているんだったら、こういうやりとりにならないでしょう、4時間も5時間もかけたような。アイ・シー・アールについては、調査をしていないんですか。

○医療保険課長

調査をしておりません。

○川上委員

ネットでポンとたたけば出てくるこのアイ・シー・アールのことかなと思うけれど、この会社のことですかね。具体的に、こういった消費者ローンとか、サラ金業をやっている人が、全部だめかというわけに、あなた方の話ではならないようだけれど、過去いわゆる消費者ローン、サラ金などで名をはせたところが、名前を変えて、つくったような場合でも、応募資格があるわけですか、飯塚市でやろうとする場合。

○医療保険課長

今後、業者の募集をかけていくことになるとは思いますけれど、その要綱、要件とか、今後つくらせていただきますが、それに抵触しなければ排除するものではないと思われま

○川上委員

副市長、とんでもない認識ですよ。だからサラ金業者だった者が、世間に名を挙げたようなところが、姿形を変えれば、飯塚市のそれに応募できるという考え方なんです。ね。

資格証明書のことなんですけれど、もとに戻りましょう。さっき永岡部長が、資格証明書の発行は税の公平性のためと言われたので、それだけの目的ですかと聞いたんですけれど、これについての答弁はまだ出てないんですけど。答弁から入りましょうか。

○市民環境部長

午後一番最初に私から、その答弁につきましては、今後検討すると、税の公平性だけかというご質問でしたので、税の公平性ととも丁寧な税の収納の相談に、まず応じていただくために努力をしております。そして、また相談を受ける上で個人向けの生活資金の相談窓口等がありますので、要望に応じては、そういったところにご案内をするというふうを考えております。

○川上委員

全然、人の質問を聞いていないんですよ。私の質問は、資格証明書の目的の問題を聞いたわけでしょう。なぜ出すのかと。あなたは税の公平性のためですと言うから、それだけですかと、目的はほかにないのかと聞いているんですよ。それなのに全然違う話をしているのではないですか。それはさっきの話でしょう。今後の協議についての問題。今のあなたの言ったのは協議でも何でもないので。ごり押ししようというだけの話なんです。目的なんです。資格証明書発行の目的。税の公平性しかないんですか。もうほかにないの、資格証明書、あなたが発行しているわけじゃないよ。国が要求して片峯市長が出しているわけでしょう。国が何て言っているんですか、資格証明書の発行について。

○医療保険課長

被保険者資格証明書の規定につきましては、国民健康保険法の第9条第6項に規定がございます。資格証明書を出す、交付するというような目的ということでございますけれども、もちろん税の公平性ということがありまして、1年を超えて滞納していらっしゃる方とか、特別な事情もなく国保税を滞納し納税相談に一向に応じないというような方に対して出させていただきますけれども、折衝する機会を設けるということで、そういう目的の一つだろ

○川上委員

それが、その条文の中にある2つ目の重要な、むしろこちらのほうが国保行政との関係で言えば、第一義的な課題ではないのですか。ところで、先ほど片峯市長が、資格証明書を短期保

険証にかえることを拒否したと言われたんだけど、国がこの間にもう一律、平成12年から特別な事情がない限り資格証明書と言っていたのを、国が短期保険証を出すように指導を変えてきているでしょう。それはどういう理由なんですか。片峯市長の見解と、どういう関わりになるのかなと思ってね。

○医療保険課長

国が言われている内容というのは、新型コロナウイルス感染症の影響下で、資格証をコロナの感染が疑われる場合については、保険証として取り扱うというような内容と把握しております。

○川上委員

手柴さん、その前の話をしているわけ。というのが、部長が梶原副市長が片峯市長と話をして、今の検討としては、資格証明書を短期保険証に一律的には変えることはできませんという回答、答弁だったので、しかし新型コロナ以前において、特に新型コロナ以前から、国は資格証明書ではなく、短期保険証を出せる人は出しましょうということで、指導してきているでしょう。それはなぜかということ聞いたわけですよ。新型コロナ以前。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:48

再 開 13:48

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

ちょっと詳細はあれですけども、納税相談ですね、定期的に分納などをしていただく上において、そのたびに短期証を更新するほうが、ご本人も医療機関にかかる時も安心と言いますか、ですので、なるべくそちらのほうが運用としては望ましいかなとは思いますが、ご相談とか、特に一向に応じていただけない方については、短期証ではなく資格証の交付もやむを得ないかなと考えております。

○川上委員

ですから、そういうことを聞いていないでしょう。国は何と言っているんですかと。それまでは、もうとにかく資格証明書と言っていたのが、今度は短期保険証と言ってきている。あなた方も実際そういう仕事をしているじゃないですか。新型コロナ感染症流行以前に。国は何と言っているのかわからないでしょう。わからないと答弁してください。

○医療保険課長

恐れ入ります、把握しておりません。

○川上委員

そしたら、コロナ流行以前でもいいんだけど、資格証明書を短期保険証に、納付あるいは分納誓約がされていないのに、短期保険証に切りかえることができるでしょう。どういう場合ですか。

○医療保険課長

特別な場合というのは、法に規定がありまして、4項目ございます。「世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと」、「世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと」、「世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと」、「世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと」というのが法の規定でございます。

○川上委員

国の答弁で、こうしたことがもう出ているんですよ。資格証による受診者が医療費の一時払いが困難である場合は、市町村の判断で、短期保険証に切りかえることが可能であるとのことだと。短期保険証への切りかえの判断は市町村がするけれども、医療機関がそれを求める書面

を用意すれば、容易になりますということで、病院長が、例えばということで、〇〇市国保課長ということで、国保課の場合はですよ、本日、〇〇さんが国保資格証明書云々にて、来院されました。治療が必要ですが、ここが重要なんです。医師の病院長の責任者の判断で、医療費の支払いが困難とのことだと。2009年1月20日の政府答弁、内閣、参議院参出171第5号では、治療が必要だが医療費の支払いが困難である場合には、市町村の判断で短期保険証を交付できるとされていると。例えば直ちに、短期保険証への切りかえを行っていただきますようお願いいたしますとかね。実際にこれは飯塚市でやっているわけでしょう。やっていないですか。

○医療保険課長

医療機関からの紹介状的なものをいただいたことは、今のところないと思いますけれども、窓口にお越しただいて、もう緊急に病院にかかなくてはいけないような重篤な状況であるというふうな訴えがある場合については、保険証、短期証を交付することもございます。

○川上委員

ですから、分納誓約をしなければ、まず5万円払わなければとかいう条件なしに医療の用があるときは、本当に冷酷な資格証明書発行制度であっても、それでも国は、そういうことを言っていて、市町村の判断であると言っているわけですよ。そこで、先ほど手柴さんがおっしゃった新型コロナ流行のもとで、感染の恐れがあるときは、資格証明書を保険証とみなして、3割で受診できますよというみなしをしたでしょう。国はなぜそういうみなしをしたんですか。

○医療保険課長

この取り扱いにつきましては、新型コロナウイルスに感染した、もしくは感染した疑いがあるというところで、それは病院に緊急にかかなくてはいけないというところで、特段の事情に当てはまるということでございます。ただ、それをもって、市役所の窓口相談に来て、保険証の交付を求めるといふようなことをすると、感染の拡大の懸念があるということでございまして、なので、もう市役所の窓口に来ることなく、直接医療機関で資格証明書を使っていたかというふうな取り扱いをされているようでございます。

○川上委員

わかりにくかったです。特別の事情がある場合を除くというふうな資格証明書発行に最初からなっているわけですね。今回の新型コロナの事態というのは、もう特別の事情ですよということを厚生労働省がみなした。認定したわけですよ。今、課長は病状に関わることも言われたんだけど、もう一つは、国保税、国保料を払えないという特段の事情、お金があるとかないとかではなくて、感染のために、いちいち町役場に、市町村役場に行くわけにいかないでしょうと、感染の危険を冒して。だからお金があっても、仮にあっても払えない事情にこれを認定した、そういう通知になっていないですか。

○医療保険課長

通知の文言につきましては、感染拡大防止の観点から窓口を避ける必要があるので、それは保険税を納めることができない事情というふうな認めるといふ内容になっているようです。

○川上委員

だから、すぐ思われると思いますけど、納付すればいいじゃないかと。納付書を送ってもらって、電話で。そういうことは、菅政権でも言っていないわけですよ。もう滞納があっても納付できないと決めているわけ。特別の事情に該当すると決めているわけなんです。納付したくても。逆に言ったら、もう余り来ないでくださいというぐらいのことを書いているよね。そうなってくると、ご本人の命と健康を守るという視点から言っても、感染の拡大を、第4波を前に抑止のためにあらゆる努力をするという視点からも、それは今度の当初予算を予定どおり執行するということにもつながっていくわけでしょう。そういう観点から言っても、そういう角度で、副市長、市町村で判断できることを、いや国が決めていることですからだめとか、そう

いう何と言うか、自分の責任を自覚しないようなことではいけないんです。だからちょっと、今後、慎重に検討とかではなくて、4波がいつ来るかわからないんでしょう、特に変異株が。だから、これと闘える国保の特別会計当初予算にしていく、練り上げていく必要があるわけで、日本には国保制度があったけれど、新型コロナには見るも無残な姿だったというわけにはいかないでしょう。1波も2波も3波も、苦痛の経験をしているのに、第4波を前にして飯塚市議会で、全ての市民が保険証を持つ状態にしようという提起があつているのに、いつまでも飯塚市長が嫌だ嫌だと逃げ回る姿は、非常に危険だと思いますよ。副市長、答弁を求めます。

○市民環境部長

質問委員が言われますことにつきましては、短期証を発行している方につきましては、資格証明書を、以前に分納約束されたりして特別な事情がある内容につきましては、その方たち、短期証を発行している方たちに対して、一律に資格証を持っている方に短期証を発行するという事は、非常に不平等であるという観点もありますので、先ほど委員がご指摘の特別な事情に当たって、どうしても分納の約束はできないけれども、電話連絡だけでもと言われますけれども、その内容を電話連絡をいただく、この受け皿を私どもはつくってまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

副市長、全国1700を超える地方公共団体、自治体の中で、資格証明書を発行していないところはいっぱいあるんですよ。そもそも、市レベルで、どのぐらいあるか調査させたことがありますか。

○副市長

ございません。

○川上委員

副市長に報告したことがないの。

○医療保険課長

資格証の発行を運用上行っていない団体というのは、ちょっと全体的に調べたことがございませんので、当然報告をさせていただいておりません。

○副市長

先ほど、永岡部長が答弁しましたように、市長と打ち合わせをするときに、この近隣の市町で、資格証明書を発行していても、短期保険証を出すとか、そういうことをしているかどうかの調査はさせております、全国ではなくてですね。

○川上委員

県ごとの特徴があるのかどうかわかりませんが、もういっぱいあるんですよ。永岡部長、資格証明書を発行していないところ、滞納が1年から1年6カ月の範囲を超えているのに、資格証明書を発行していないところは違法状態なんですか。

○市民環境部長

違法状態ということも把握はしておりません。

○川上委員

そうしたら厚生労働省から何かペナルティか何かあるんですか、資格証明書を発行していないと。

○市民環境部長

そういうペナルティがあるということも聞いておりません。

○川上委員

ちょっと逸れるといけないけれど、本市は、国の言いつけ以上の子ども医療費助成制度をやっているではないですか。それがために、国からペナルティも浴びて、それでも大事なことだということで、7千万円も8千万円も、9千万円か、法定外繰り入れをやるように態度を改め

たではないですか。新型コロナのときに、1人でも保険証を持たないために、というようなことがあったら、なんだということですよ。何のための皆保険制度があるのかということですよ。だから、もう少し真面目にというか、真剣にこの問題に向き合って、平成12年以前は、1993年から希望するところは出していいぐらいだったのが、2000年からは義務づけとなっているけど、それでもう少なくない自治体がこんな血も涙もないようなことはできないと言って頑張っているわけじゃないですか。それは麻生さんの城下町か何かわからないけれど、国の悪政、言いなりをいつまで続けるんだと。新型コロナのこの時代に、いつまで続けるのかということは、今、問われていると思うのでちょっと真剣に検討して、もう慎重にとかいう段階は超えているのではないですか。慎重にはいいけど、迅速にというのが、早く保険証を出してくださいよ。ちょっとこれは、もう要望して質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第6号 飯塚市国民健康保険特別会計予算」に反対の立場で討論いたします。反対の理由の第1は、高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつける内容があること。第2は、納税し切れない人々には、短期保険証で命綱を切り売りしていること。それから第3は、それにさえかみ合わない場合は、保険証そのものを取り上げてしまうという、本当に血も涙もない。新型コロナのこの時代に、第4波が目の前に来ているかもしれないこのときに、そういうことを前提としたことは許されないと。それから、さらに滞納がある人については、催告業務と市は呼んでいるけれども、事実上の取り立ての業務を過去にそういう業務の実績のあるところに委託する、そういう民間委託を初めてやろうとしていること。その一方で、個人情報保護については、何の説明もない。過去に債権回収業をやった勢力にとっては、市税、国民健康保険税の滞納者名簿というのは、顧客情報になるじゃないですか、そのまま。そういう危険な仕組みを税金をかけて、1800万円も、特別会計では377万円ぐらいですけれど。そして、その委託業者について、何ら除外規定がない。むしろ、これから新たに健全に参入しようという人たちは排除される。過去にそういうことをやった者だけが対象になる。大野城と久留米の業を請け負っておるアイ・シー・アールとかというところが、東証一部上場になっていますよね。それ以上の調べはないでしょう。この会社は、飯塚市がやると言ったら必ず手を挙げてきますよね。ほぼ間違いないでしょう。激しい競争をしているところもあろうけれど、いろいろ九州は自治体をそれぞれ分けとっているかもしれないんですよ。それを承知の上であなた方が、こういう制度を導入してくるとのことになってくると、ある日突然、滞納のある市民の家をロックする者が誰かわからなくなってしまう。請け負った会社は、請け負ったときのメンバーだけで、この業をなすことになっていないでしょう。経験があり、実績もあり、能力もあるような人を雇うじゃないですか。どういうことが起きるか想像したらいいですよ。生活保護のケースワークを民間委託した自治体がありましたね。自立助長で、生活保護を離れると言ったら聞こえはいいけれど、生活保護を切れば1人当たり6万円の加算が出るような仕様書になっておったわけですね。公共サービスの根幹部分でしょう、税務行政というのは。命に関わる国保行政でもある。ここで、こういう委託業務をやろうというのは、もうどだい認められないと思います。人件費の問題などについても言われたんですけど、一時的に生じる仕事については、市職員でも非常勤で対応するとか、委託ということもあるでしょうけれど、公務労働の中核的な部分について、正規労働者で、正規職員で当たらなくて、そういう民間に投げ出すというのは、自治体の変質、要因につながってきかねない、そういう問題があるだろうと思います。飯塚市に金がないから仕方がないじゃないかというふうに、そちらのほうが安いからというふうに考

える人もあるかもしれませんが、一般会計でどれだけお金を持ってるか、1%でも動かせば、どれだけでも財源出てくるじゃないですか。また、特別会計でも先ほどから明らかにしたように、あなた方が高過ぎる国民健康保険税で押しつけて固めてつくってしまっているということになるけれど、8億円も9億円もの持ってはならない基金を持っているではないですか。持つ必要がない基金。お金がないということでもない。お金はあるのに、国保行政、税務行政の根幹を揺るがすような、こういう特定勢力に対する民間委託を押し切って、引き続き国民健康保険税が高いまま押しつけていって、新型コロナの中で、まともな国民健康保険証も市民に渡さないという判断をする。そういう市長を持っていること自身が不幸だと思うけれど、これはもう到底許しがたいと思います。ですから、今まで国民健康保険特別会計には、随分、問題を指摘してきて、反対をしてきたけれど、今回の国保特別会計当初予算は、過去最悪だと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 令和3年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:14

再 開 14:24

委員会を再開いたします。

次に、「議案第8号 令和3年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第8号 令和3年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の339ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6088万3千円とするものです。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっております。

まず歳入のほうから、ご説明申し上げます。343ページをお願いいたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料、13億8751万2千円につきましては、本市が徴収する保険料で、徴収率を特別徴収を100%、普通徴収を99.1%、滞納繰越分を64.98%で見込んでおります。前年度と比較いたしますと、2733万円の増額となっております。この主な要因につきましては、広域連合の被保険者数の増及び保険料の軽減特例措置の見直しによる影響でございます。3款1項1目、事務費繰入金につきましては、市事務費分として、3331万6千円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割・高齢者人口割をいずれも46.5%、均等割7%の割合で算出された額、3827万7千円を計上しております。同じく2目、保険基盤安定繰入金、4億9645万9千円につきましては、保険料の軽減分に対して、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、歳出予算についてご説明します。345ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上しております。346ページの2項、徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上しております。2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算でご説明しました、本市が徴収する保険料分、一般会計から繰り入れる広域連合事務費分及び保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。以上、簡単ですが、補足説明を終

わかります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

後期高齢者医療保険料については、前年と比較してどういう傾向になりますか。

○医療保険課長

保険料につきましては、保険料率につきましては、令和2年度と同様でございます。先ほど軽減特例の廃止と申し上げましたけれども、昨年、7.75割軽減であった方が7割軽減に、いわゆる本則というものですけど、本則通りの軽減に変更になったことがありまして、税の調定自体は、その分ふえております。あとは特段に特徴はございません。

○川上委員

軽減幅を小さくするということについては、前から言われておったことと思いますけれど、それは、その新型コロナのもとでやめようとか、せめて先送りしようとか、そういうような意見交換はなかったんですかね。

○医療保険課長

そういった意見交換は行っておりません。

○川上委員

飯塚市の広域組合議会の議員は誰ですか。

○医療保険課長

上野議長でございます。

○川上委員

上野議長だけですか。

○医療保険課長

上野議長だけでございます。

○川上委員

こうした場合は、広域の議員である上野飯塚市議会議長から報告を聞いたり、議員として、あるいは要望したりとかいうことは何かしているんですか。

○医療保険課長

私どもの課のほうで、特段、そういったやりとりをすることはございません。

○川上委員

広域の組合の議員である上野飯塚市議会議長に言うよりほかに、広域連合に要求・要望を通していく筋道は、ほかにはどういったことがありますか。

○医療保険課長

後期高齢者医療の制度関係につきまして要望する場ということでございますが、全国市長会あたりを通じて、負担軽減のお願いあたりをしているところでございます。

○川上委員

その負担軽減は、今年度の特別会計予算には実現していないでしょうね、今の答弁だと。そうなんですか。

○医療保険課長

軽減措置等は、この予算の中には見られません。

○川上委員

それから菅政権が、安倍政権時代のそれを引き継いで、75歳以上の高齢者について、一定の条件のもとで、医療費窓口負担を2割、つまり2倍にするということを打ち出しております。今年の秋、10月以降、後半期において実施したいというような筋道のように思いますが、それによる影響を見通した内容の反映はありますか。

○医療保険課長

今、委員の申されました後期高齢者の窓口負担2割、一定所得以上ということでございます。この分につきましては、今、国会のほうに提出されていると思いますけれど、施行時期は来年の後半というふうに伺っております。なので、この予算には反映しておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第8号 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」に反対の立場で討論します。詳しくは本会議で述べますが、一つは制度そのものが、従来の国民健康保険制度などから75歳以上の方々を強制的に追い出して、囲い込むようにつくった差別的な医療制度であり、それがためにさまざまな手だてはとっているところもあるけれども、75歳以上の高齢者にとって非常に苦しい状態がつくられてきています。それは、自己負担と言うか、負担としては非常に高い後期高齢者医療保険料というのもあるし、これが一方的に取られるということですよ。それから窓口負担についても、先ほど言いましたように、75歳以上の方々について、一定の条件のもとで全国で370万人に影響を与える窓口負担2倍化というような事態もあります。しかも、それに滞納という状況が生じた場合は、ペナルティまで科すというような、本当にひどい仕組みになっています。この間に、公的な財政出動によって負担を軽減することを提案してきたこともありますけれど、それについて本市としてもまともに広域のほうにもものも言っていないということを考えても、余りにひどいなということで反対です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第8号 令和3年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 令和3年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第14号 令和3年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の429ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1604万円とするものであります。前年度と比較して23万2千円の増額となっています。本特別会計は、筑穂地区にあります、うぐいす台団地、大分駅前団地等のし尿及び生活雑排水を処理する「うぐいす台団地汚水処理施設」の管理運営を行うもので、施設の維持管理業務及び使用料の賦課徴収業務については、企業局へ事務委任しているものであります。その主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。432ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、令和2年度使用料調定実績をもとに、現年度分として1490万8千円、過年度分として15万3千円と見込み、合わせて1506万1千円で計上いたしております。2款1項1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として15万4千円を、2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として81万9千円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。433ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費につきましては、338万3千円を計上いたしております。その主なものは、企業局への事務委任負担金291万5千円であります。次に、2目の施設管理費につきましては、1165万7千円を計上いたしております。その主なものは、汚水処理施設の運転に係る電気・水道料の光熱水費を129万7千円、維持補修費を286万1千円、放流水の水質基準を遵守し施設を適性に運転管理するための維持管理委託料を239万2千円、汚泥採取等委託料を329万1千円、基金に関しては汚水処理施設整備基金積立金19万1千円、預金利子積立金で15万4千円及び運用収入積立金81万9千円を計上しております。これに2款1項1目予備費100万円を加えまして、総額1604万円を計上させていただいております。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

加入戸数の近年の動向をお尋ねします。

○環境整備課長

直近で申し上げますと、令和3年1月末現在として333軒となっております。平成27年から9年の間で、330世帯が平均、また31年以降は331世帯が平均として、少数の上下があるということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第14号 令和3年度汚水処理事業特別会計予算」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題いたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第20号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書の5ページをお願いいたします。本案は、現在建設中で本年7月に開館が予定されております飯塚市鯉田交流センターの新築移転に伴い、飯塚市鯉田出張所の位置を変更するものでございます。議案書6ページ、新旧対照表をお願いいたします。第2条中、飯塚市鯉田出張所の位置、鯉田1373番地を鯉田1358番地1に改めるものでございます。また本条例の改正に伴い、飯塚市公告式条例につきましても、あわせて附則で、位置の改正をするものでございます。なお、本条例の施行日は令和3年7月1日でございます。以上簡単ではございますが、「議案第20号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第27号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の22ページをお願いいたします。今回の条例改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係規定を改正する必要性が生じたため、当条例の一部を改正するものでございます。具体的な改正内容につきましては、23ページに新旧対照表がございますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されまして、同法附則第1条の2が削除されましたので、これを参照しておりました本条例の附則第3条該当部分を、新型コロナウイルス感染症の定義として、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）」としたものでございます。なおこの改正によりまして、傷病手当金自体の適用範囲への変更は一切ございません。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

江口委員から、「新型コロナウイルスワクチン接種について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。江口委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。江口委員に発言を許します。

○江口委員

新型コロナウイルスワクチン接種に関する所管事務調査をしたいと思っております。非常に、このコロナウイルス感染症に対して切り札ともいえる存在であり、非常に多くの方々の関心事であります。しかしながら市のホームページでは、いまだに2月現在の記載しかございません。そしてまた先日、予行演習が行われたというのが新聞記事でございましたが、新型コロナ対策本部のお知らせの中にも記載されておりました。ですので、改めてワクチン接種に関するスケジュール、実施方法等について確認したいと思い、提案するものです。よろしく願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、新型コロナウイルスワクチン接種について、所管事務調査を行うことに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第3次飯塚市環境基本計画」の策定について、報告を求めます。

○環境整備課長

「第3次飯塚市環境基本計画」の策定についてとして、現在までの進捗状況等について報告を行います。提出資料の1ページをお願いいたします。

まず、飯塚市環境基本計画の概要についてです。本計画は、環境基本法及び飯塚市環境基本条例第8条に基づいた、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、現在の第2次環境基本計画の計画期間が、令和3年度末をもって終了するため、令和2年度から令和3年度の2カ年間に於いて策定を進めているものでございます。この中で、令和2年度においては、策定支援事業者の選定と策定に係る基礎調査業務を進めているところでございます。

次に、策定支援事業者の選定についてご説明いたします。資料1ページ中段から2ページ上段までをお願いいたします。今回の事業者につきましては、プロポーザル方式において選定を行いました。令和2年5月7日から6月11日の間に公募を行い、この間、計6社の応募があった中から、6月15日の第1次審査、7月6日の第2次審査を経て選定を行いました。第2次審査では、参加事業者が企画提案書をもとに行うプレゼンテーションの審査を行い、選定委員5名による採点が最も高い事業者を選定しております。第2次審査の結果、選定された事業者は、公益財団法人九州経済調査協会、請負金額は、2カ年の合計で1645万円となっております。

続きまして、2ページから5ページまでについて、現在までに実施しました取り組み状況について報告いたします。令和2年度におきましては、第3次計画を策定するに当たり、素案作成に必要な情報を収集すべく、市民や事業者からの意見収集や、関連計画の整理、本市の概況調査など、大きく4項目について調査に取り組んだものでございます。

最初に、2ページ(1)市民アンケート調査及び事業者アンケート調査の実施について、ご報告いたします。本アンケート調査は、市民・事業者の意識の変化やニーズ、環境保全に関するアイデア等を聴取するために、令和2年9月7日から9月30日を調査期間として、市民5千人と各自治会会長宛て278人、市内の事業者1千社を対象として実施したものでございます。主な調査内容としましては、市民アンケートにおきましては、対象者個人の性別や年齢層などとあわせまして、飯塚市の環境施策に対する満足度・重要度、環境保全運動への取り組み状況の調査を行いました。また、事業者アンケートにおきましては、調査対象事業者の業種や規模などとあわせまして、環境に関する取り組みの実施状況、事業所におけるエネルギー消費量・廃棄物発生量推移の調査を行ったところです。回答状況としましては、市民アンケートにつきましては5278人中1706人の回答を得ており、事業者アンケートについては1千社中358社の回答を得ております。

3ページをお願いいたします。続きまして、(2)市民ワークショップの実施についてご報告します。本ワークショップは、市民から見た市の環境に関する課題や、活動への要望等を把握するため実施したもので、飯塚市役所本庁、穂波支所、庄内交流センターの3カ所において、計4回実施して、男性9名、女性15名の計24名の市民の皆様にご参加いただいております。ワークショップの内容としましては、飯塚市の自然環境、地球温暖化対策、生活環境の3つの分野における現状課題について、「課題・困っていること」「課題解決のための具体的な活動・アイデア」「今後必要な資源や支援」をテーマとして、参加者に自由に話し合っていたいたものです。本ワークショップでは、これまで環境活動に長年関わってきた層と、飯塚市での居住年数の浅い若い世代との意見交換が行われたところです。この中で、大学生を初めとする若い世代は、環境活動に興味を持ちながらも、情報を得る手段が限られているために、どのように参加してよいかかわからないといった状況が把握できました。また、長年、環境活動を担ってきた世代の高齢化が課題となる中、環境活動に興味を持つ若い世代は貴重な存在であり、

若年層の取り込みを見据えた環境活動への市民参加の促進に向けた取り組みが、今後の課題であるとの把握ができたところでございます。

4 ページから 5 ページをお願いいたします。市民・事業者アンケート調査、及び市民ワークショップの実施と並行して、4 ページの(3) 温室効果ガス排出量の推計、や 5 ページの(4) 既存資料の収集・整理として、国の第 5 次環境基本計画や、地峡温暖化対策計画、また福岡県環境総合ビジョンや、飯塚市における一般廃棄物処理計画及び容器包装リサイクル分別収集計画などの概況調査を行ったところでございます。

6 ページをお願いいたします。最後に、今後の策定業務予定についてでございます。令和 2 年度の業務としましては、現行計画である第 2 次環境基本計画における進捗・達成状況を総括後、本年度末までに、基礎調査報告書を作成いたします。続いて、令和 3 年度では、基礎調査をもとに計画内容の検討を行い、6 月をめどに計画骨子を作成した後、飯塚市環境審議会の意見を踏まえた中で、10 月をめどに計画書の素案を作成します。計画書素案について、パブリックコメントを行った後、令和 4 年 2 月をめどとして最終計画書を作成する予定としております。以上簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この仕事をサポートしていただいている、この請負業者はどんなところか、教えてください。

○環境整備課長

九州・沖縄・山口において、地域経済産業における総合的な調査研究、政策立案等を主に行っている事業者ということでございます。地域経済の伸長、わが国の発展への寄与を目的として、産学官の連携のもと、1946年に設立されている事業者でございます。

○川上委員

九州経済調査協会ね。選定理由が、本件業務委託に最も適していると判断されたためと書いてあります。どのように適しているという、幾つか視点があろうと思いますけれど、どういった視点で判断されたのでしょうか。

○環境整備課長

選定の基本としましては、実績や見積金額、国内外の情勢の把握、製本などもありますが、業務実施体制や、過去 5 年以内での実績をもとに、事業者の判断を行ったところでございます。

○川上委員

この B 社、C 社はこういった会社ですか。

○環境整備課長

同様の事業者でございます。

○川上委員

九州経済調査協会は、飯塚市との取引関係は、これまではどのぐらいありますかね。

○環境整備課長

事業者のほうから提出いただいた資料で言いますと、飯塚市地方卸売市場等施設整備基本構想策定支援業務委託というのがございます。これが 2016 年 8 月から 2017 年 7 月の 1 年間でございます。

○川上委員

B 社は、市との取引関係はどうですか。

○環境整備課長

B 社、C 社等につきましては、お答えを控えさせていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

理由は。

○環境整備課長

プロポーザルでございまして、最優秀選考事業者の公表というふうな形のみにとどめさせていただきたいというふうに考えているところです。

○川上委員

このBとCの情報について答弁を控えるというのは、何かで決まっているわけですか。

○環境整備課長

飯塚市で定めております飯塚市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインというのが基本になります。あわせて、参加も含めて提出書類等については、このプロポーザル提出された提案書などについて、プロポーザルに係る審議会には、無断で使用しないというふうなお約束もさせていただいているところがございますので、そのような形で、取り扱いをさせていただいているところがございます。

○川上委員

いやいや企画図書について、ここで明らかにせよとか言っていないでしょう。BとCは、Cはまだ言ってない。Bはどういう会社ですかと聞いただけなんです。その会社が提出した企画図書について説明とか求めていないでしょう。なぜ控える必要があるのかな。控えると言うんだったら、なぜ控えるのか、何か根拠を書いたものはないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 04

再 開 15 : 15

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

答弁が重複するところもありますが、事業者につきましては、こういうふうな分野も含めた総合的なコンサルを担当している業者でございます。

○川上委員

飯塚市との取引関係はBについては、どうですか、過去。

○環境整備課長

取引はございません。

○川上委員

Bはコンサルタント会社、Cはどうですか。

○環境整備課長

いずれも、コンサルタントを担当している事業者でございます。コンサルの業務を請け負える事業者でございます。

○川上委員

第1次と第2次のときは、その支援をどこかに頼んだんですか。

○環境整備課長

第2次につきましては、一般財団 九州環境管理協会でございます。なお合併前でございますが、第1次についても同会社であります。

○川上委員

地元の大学とか、地域でいろいろ活動されているNPOとかを育成していくというのは、基本方針の中にあろうかと思えますけれど、そうしたところが参入ということとはなかったんですかね。

○環境整備課長

今回の公募には参加をされておりました。

○川上委員

考え方の問題としては、地元のそういうNPOを育成して、支援して、そしてそうした力も、地元で蓄積していこうということで、エコ工房を担ってくれたNPOとかあったでしょう。そういう育成努力してきたわけですよ。これは基本計画の内容、方向性の問題なんだけれど、外部の総合コンサルといたら、きれいなものはもちろんつくれるでしょうけれど、地元と結びついてと言うと、いろいろワークショップはされているんだけど、今言ったようなものを育成するというのが市の責任の主要な柱ではないかなと思います。それから、この提出資料は誰がつくったんですか。

○環境整備課長

本課で作成しております。

○川上委員

これは、九経調が用意したものをつけたわけではないわけ。一からつくっているんですか、これ。

○環境整備課長

今回の進捗の報告だけでございましたので、私どもが作りしました。なお、例えば資料の中で出典等がある部分については、資料については取り寄せた資料もございます。

○川上委員

N<sub>2</sub>Oというのが、かなり強調されていますけれど、一酸化二窒素か。余り細かく聞くのもあれですけど、これはどういった点で、注目しているんですかね。

○環境整備課長

今回の、この収集につきましては、温室効果ガス排出についての調査の費目がございます。その中の推計対象というふうな形でありまして、特段強調しているということではございません。

○川上委員

カーボンニュートラルということが言われておるんだけど、N<sub>2</sub>O、一酸化二窒素は、二酸化炭素CO<sub>2</sub>の298倍、温室効果の影響を与えるというようなことが書いていますかね。それで、重視しているんだろうと思いますけれど、4ページの中程に、①②③とあるでしょう。③の推計結果というのがあるでしょう。わかりますか。メタンと書いているでしょう。その次に、ちょっと、そういうことです。

○環境整備課長

大変失礼いたしました。資料の訂正を行い、再度、提出をさせていただこうというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

正副委員長を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。この委員構成での委員会は、本日が最後となる予定でございます。委員の皆様方、また執行部の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、無事、委員長の責任を務めることができました。この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。